

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。税務監査部の西元です。日増しに寒さを感じるようになりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。いよいよ今年も残すところわずかとなり、年末調整を行う時期になりました。今回のかわら版では、本年以後の年末調整についての改正・留意点をまとめました。ぜひお役立てください。

## 平成 30 年 (2018 年) 年末調整留意点

### ◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の控除額が改正され、①給与所得者の合計収入金額が 1,220 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。(改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無)

また、②配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計収入金額が 103 万円超 201.6 万円未満とされました。(改正前：103 万円超 141 万円未満)

### ※納付期限について

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は次の通りです。

- ・納期の特例の承認を受けていない場合・・・平成 31 年 1 月 10 日 (木)
- ・納期の特例の承認を受けている場合・・・平成 31 年 1 月 21 日 (月)

## 平成 32 年 (2020 年) から適用される主な改正事項

※平成 31 年 (2019 年) については平成 30 年 (2018 年) と同様です。

### ◎給与所得控除の改正

1. 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 控除額の上限が引き下げられます。  
(改正前) 給与収入金額 1,000 万円超・・・控除額の上限額 220 万円



(改正後) 給与収入金額 850 万円超・・・控除額の上限額 195 万円

### ◎基礎控除の改正

1. 控除額が一律 10 万円引き上げられます。  
所得税 38 万円→48 万円  
住民税 33 万円→43 万円 ※平成 33 年分以後の個人住民税から適用
2. 合計所得金額が 2,400 万円 (給与収入金額が 2,595 万円) を超える場合、その所得金額に応じて控除額が決定し、合計所得金額 2,500 万円 (給与収入金額 2,695 万円) を超える場合は、基礎控除の適用対象外となります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350